

学生協ニュース

No. 7

東北大学学生生活協議会広報委員会

電気料の一部を納入 不法入寮者は退去せず

9月発行の「学生協だより No.11」では、学寮の電気料負担区分是正をすることになった経緯及び以下のことについてお知らせしました。

- 1) 大学の2つの措置:不払いを続ける有朋・日就2寮の寮生個人に対しては、「支払督促申立て」という法的措置、寮として不払いの方針を続けている有朋・日就2寮に対しては、「入寮募集停止」の措置をとったこと。
- 2) 「支払督促申立て」の措置に対し、6名の寮生が異議を申立て裁判の当事者になっていること、2寮がこの寮生を支援する旨をビラ等で表明し、寮としての不払い方針に変化はないこと。
- 3) 「入寮募集停止」の措置とそれに続く度重なる警告にもかかわらず、有朋・日就2寮の委員会は「自主募集」を強行し、東北大学学生寮自治会連合(寮連)もこれを支援したこと。
- 4) 「入寮は可能」という寮連等の宣伝の結果不法に入寮してしまった1年生のうち、なお約10余名の不法入寮者が2寮に入居していること。
- 5) 特に、3)、4)は4月以後における新たな混乱の要因であると認められること等です。

2寮が納入したのは10月請求分電気料のみです

10月19日(火)朝、片平学務部厚生課に、寮連委員長及び有朋・日就2寮の委員長をはじめ、8名の寮生が10月請求分(9月使用分)電気料を持参し、納入しました。ただし支払われた電気料は、昨年4月1日に実施した負担区分是正に基づく電気料のうち、今年10月に請求したものだけです。なお、その際寮生は、収納にあたった職員に対し口頭で、「今まで滞納していた分、裁判で係争中の6名の分も支払う」と表明しています。

今回も、また今後も「団交」はしません

寮連は今まで、いわゆる「団交」によって合意しない限り、是正分電気料を支払うことはありえないと主張してきました。また、「団交」を要求する署名募集活動を行い、およそ1,200名の署名を集めたとして、その署名簿の手渡しに応ずるよう、大学に執拗に要求してきました。ご存知のとおり、この間大学は一貫して電気料問題についてはいわゆる「団交」には応じてはいません。

今回突然2寮から支払いがなされたことは、寮連の方針転換を意味します。従来の混乱した場となる会見すなわち寮連の言う「団交」による「合意」が絶対的であるとする寮連の考えは学内で広く受け入れられるものではありませんでした。

なお、大学は今年3月すでに「会見の在り方」を提示しており、今後とも、どの問題についても、いわゆる「団交」に応ずることはありえません。

納入によって、裁判での寮連の主張は撤回されたことになります

もし寮連の表明どおり、裁判で係争中の電気料が納入されたとすれば、6名の寮生及び彼らのために弁護士を雇う等の全面的支援を行った寮連の主張は撤回されることになります。現在、仙台地方裁判所で進行中の裁判は、是正後の電気料不払いを続ける者に対し、大学が債権を有することを法的に確認してもらうためのものです。その支払いがなされるとすれば、寮連と6名の寮生は大学が債権を有すること、是正後の電気料の大学による請求が、正当であることを自ら認めたことになるでしょう。

不法入寮者をそのままに、寮連は「入寮募集停止」の解除を要求しています

10月19日の電気料納入の際、寮連はあわせて「電気料の支払表明及び『入寮募集停止』撤回要求書(仁田学務等担当副総長宛)」を職員に手渡しました。たしかに大学は本年3月段階で「電気料を支払えば入寮募集停止は解除される」と言っています。しかしその後、寮連と有朋・日就2寮委員会は、大学の度重なる警告にもかかわらず、いわゆる「自主募集」という不法な募集活動を強行し、多くの1年生を不法入寮者としてしまいました。これを新たな2寮の混乱の要因とする大学の見解は「学生協だより No.11」でお伝えしたとおりで、今は3月からすでに7ヶ月が経過しています。

寮連の要求について、不法入寮などの混乱が続き、また寮連が今までとった行為を正当なものと主張し続ける限り、「入寮募集停止」措置を解除することは難しいと言わなければならず、今回の納入だけで問題の全てが解決したわけではありません。今は何よりも早急に全ての未払い分電気料を納入し、今後も確実に請求分電気料の支払いを続けることを、大学は寮連および2寮委員会に望むとともに、早急に正常化することを希望しています。